



## 年金受給資格期間の短縮

これまで、老齢基礎年金を受取るためには保険料納付済期間と国民年金の保険料免除期間等を合算した受給資格期間が原則として25年以上必要でした。平成29年8月1日から、老齢基礎年金の受給資格期間が10年に短縮されます。今回の対策はH27年10月に予定していた消費税率10%への引き上げと同時に実施予定だったため、増税延期に伴い先延ばしされていましたが、消費税率の引き上げを待たず、平成29年8月1日からの施行となりました。

納付した保険料に応じた給付を行い、将来の無年金者の発生を抑えていくという観点からの受給資格期間の短縮であり、現在無年金の方でも、改正後の受給資格期間を満たす場合には、保険料納付済み期間等に応じて年金が支給されます。外国人の方も含め、より多くの方が年金を受給しやすくなります。

### ■平成29年8月1日時点で、受給資格期間が10年以上25年未満の方

受給資格期間が10年以上25年未満で、下記の表に該当する方には、日本年金機構から本人宛に、基礎年金番号・氏名・生年月日・住所及び年金加入記録等が印字してある年金請求書と年金の請求手続きの案内等が送付されます。年金請求書に必要事項を記入の上、添付書類を添えて年金事務所等で手続きをすることで年金受給権が発生し、年金が支給されます。なお、年金の額は納付した期間に応じて決まるため、40年間保険料を納付した場合に満額を受取れますが、10年間の納付では受取る年金額は満額の概ね4分の1の金額となります。日本年金機構では平成28年10月から全国の年金事務所でも年金相談の予約も実施していますので、手続きや受給資格期間の不明点等があれば予約相談をご利用ください。

	生年月日	送付の時期
1	大正15年4月2日～昭和17年4月1日	平成29年2月下旬～3月下旬
2	昭和17年4月2日～昭和23年4月1日	平成29年3月下旬～4月下旬
3	昭和23年4月2日～昭和26年7月1日	平成29年4月下旬～5月下旬
4	昭和26年7月2日～昭和30年10月1日【女性】 昭和26年7月2日～昭和30年8月1日【男性】	平成29年5月下旬～6月下旬
5	昭和30年10月2日～昭和32年8月1日【女性】 大正15年4月1日以前生まれの方 共済組合等の期間を有する方	平成29年6月下旬～7月上旬

### ■60歳以上の方も国民年金に加入できます（任意加入制度）

希望する場合は、「60歳から65歳まで」の5年間、国民年金保険料を納めることで65歳から受取る老齢基礎年金の額を増やすことができます。また、資格期間が10年に満たない方は、最長70歳まで国民年金に任意加入することで、受給資格期間が増え、年金を受取ることができるようになります。（次の①～④の全てに該当する方）

- ①日本国内に住所を有する\*60歳以上65歳未満の方（年金の受給資格期間を満たしていない場合は70歳未満まで）
- ②老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方 \*外国に居住する日本国籍をお持ちの方も加入できます。
- ③20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が480月（40年）未満の方
- ④現在、厚生年金保険に加入していない方

### ■過去5年間に納め忘れた保険料を納めることができます（後納制度）

過去5年以内に国民年金保険料の納め忘れがある場合も、申込により保険料を納めることができます（平成30年9月まで）。保険料を納めることで、年金額が増えたり、年金を受取ることができるようになります。（次の①または②に該当する方）

- ①5年以内に保険料を納め忘れた期間がある方（任意加入中の保険料も該当します）
- ②5年以内に未加入の期間がある方（任意加入の対象となる期間は該当しません）

注：60歳以上で老齢基礎年金を受取っている方は申込できません。

## 知っておきたいミニ知識

### 離婚時の厚生年金の分割

平成19年4月1日以後に離婚等をし、以下の条件に該当したとき、婚姻期間中の厚生年金記録（標準報酬月額・標準賞与額）を当事者間で分割することができる制度があります。（合意分割制度）

①婚姻期間中の厚生年金記録（標準報酬月額・標準賞与額）があること。②当事者双方の合意または裁判手続により按分割合を定めたこと。（合意がまとまらない場合は、当事者の一方の求めにより裁判所が按分割合を定めることができます。）年金分割の効果は、厚生年金の報酬比例部分（厚生年金基金が国に代行して支給する部分を含む。）に限られ、国民年金の老齢基礎年金等に影響はありません。また現に老齢厚生年金を受けている場合は、年金分割の請求をした月の翌月から年金額が変更されます。合意分割の請求が行われた場合で、婚姻期間中に3号分割※の対象となる期間が含まれるときは、合意分割と同時に3号分割の請求があったものとみなされます。（※3号分割制度は平成20年5月1日以後に離婚等をし、要件に該当する場合に婚姻期間中の相手方の厚生年金記録を2分の1ずつ分割できます。）

従って3号分割の対象となる期間は、3号分割による標準報酬の分割に加え、合意分割による標準報酬の分割も行われます。分割請求の期限は、原則として次の事由に該当した日の翌日から起算して2年以内です。

(1)離婚をしたとき、(2)婚姻の取消しをしたとき、(3)事実婚関係にある人が国民年金第3号被保険者資格を喪失し、事実婚関係が解消したと認められるとき 注：事実婚関係にある当事者が婚姻の届出を行い引き続き婚姻関係にあって、その後(1)または(2)の状態に該当した場合、(1)または(2)に該当した日の翌日から起算して2年を過ぎると請求できません。詳しくはお近くの年金事務所にお問合わせください。